

## 第3次計画への追加事項3（地球温暖化による影響への適応）

## 適応とは

適応策とは、猛暑や集中豪雨など、既に現れている、または今後現れる可能性のある気候変動の影響を回避・軽減するため、自然や人間社会のあり方を調整することをいう。

IPCC 第4次報告書によると、地球温暖化防止のための「緩和策（温室効果ガスの削減）」を講じても、今後数十年間は温暖化の影響を回避することが出来ないとされており、緩和策と並行して適応策を計画的に実施することが不可欠となっている。

## ●2つの温暖化対策：緩和と適応



（出典：「地球温暖化から日本を守る 適応への挑戦 2012」環境省作成パンフレット）

## 第2章 第3節 地球温暖化対策に関する取組の現状

## 適応

個別の行政課題に対応するため、各部局が防災、治山治水、自然生態系保護、農畜産物の品種改良等の各種施策を個別に実施してきた。

## 第2章 第5節 課題

## 6 地球温暖化による影響への適応に関する課題

表8 地球温暖化による影響への適応に関する課題

区分	課題
影響把握	県内における気候変動の影響把握が不十分である。
施策整理	適応策に相当する施策は存在するものの、これまでは各部局が個別に取り組みを進めてきたため、適応策の観点からの施策の整理がなされていない。
情報共有	適応策に関する基礎知識、情報や重要性の認識が県民、事業者、団体、行政の各主体間で十分に情報共有されていない。

### 第3章 第2節 施策展開の6つの対策方針

#### 方針6 地球温暖化による影響への適応

県内における温暖化影響の把握することや、適応策に関する情報及び重要性の認識を県民・事業者・団体・行政等各主体間で共有することにより、緩和策と並行して計画的に適応策を実施する。

### 第3章 第9節 「方針6 地球温暖化による影響への適応」に関する取組

#### 1 既存施策の体系化

関係部局の協力を得て県の既存施策を適応策の観点から整理し、気候変動の影響に関する情報収集や予測、対策の実施など、適応策の実施状況を把握する。その結果を踏まえ、優先的に取り組むべき分野や追加的に実施すべき施策を整理する。

#### 2 県庁内連携体制の構築

温暖化対策課が中心となり、関係課からなる検討会を設置する。適応策の概念や情報、各課の持つ分野横断的な気候変動の影響に関する情報を共有することで、適応策の必要性の認識を高める。

#### 3 情報発信

適応策に関する県の既存施策や、県内の自然環境及び生態系のモニタリング情報等を集約したホームページを作成し、市町、事業者、研究機関や県民等へ広く情報を発信する。